

会議録

会議の名称	第65回西東京市建築審査会
開催日時	令和7年5月15日（木曜日）午後2時から4時まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】 井上会長、杉崎委員、鈴木委員、原田委員、三沢委員 【特定行政庁】 古厩部長、名古屋課長、海老澤係長、岡崎主任、木下主事 【事務局】 榊原主幹、長谷川係長、橋本主事
議題	議題1 第64回会議録（案）について 議題2 議案第96号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第97号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第98号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第99号 建築基準法第48条第1項ただし書による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第64回会議録（案） 資料2 議案第96号 資料3 議案第97号 資料4 議案第98号 資料5 議案第99号
傍聴人	なし
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○委員 第65回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1 第64回会議録（案）について、説明を求める。 ○事務局 （第64回会議録（案）の説明） ○委員 第64回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 （意見なし） ○委員 それでは、議事終了後に第64回会議録への署名を杉崎委員にお願いします。 ○委員 次に、議題2 議案第96号について、説明を求める。 ○特定行政庁 （議案第96号の説明） ○委員 議案第96号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 ○委員 資料2 5について、協定幅員はU字溝の外側から、反対側のU字溝の外側までの範囲で計測しているか。 ○特定行政庁	

そうである。

○委員

計画敷地に既存の杭があるか。

○特定行政庁

杭は設置されていない。

○委員

当該建築計画にあわせて計画敷地は後退する必要があるのか。

○特定行政庁

後退する必要はない。

○委員

今後、周囲で建て替えがあった際に道の範囲が問題とならないよう、計画敷地においては道との境界を杭等で明確化しておくようにしていただきたい。

○特定行政庁

計画敷地と道との境界部分を杭等により明確化させ、完了検査時までには報告することを条件としている。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第96号についての質疑を終了する。続いて、議案第97号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第97号の説明)

○委員

議案第97号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

資料3-3-1について、当該道の北にある水路は、蓋が架かっているのか。

○特定行政庁

資料3-3-1で縦線模様が入っているところは蓋が架かっており、それ以外の部分はアスファルトで舗装されている。

○委員

将来的に水路の北にある建築物が建替えを行うことを考えると、水路部分を道路とすることも今後検討していただきたい。

○特定行政庁

水路の北にある建築物が建替えできるよう今後、検討していきたい。

○委員

資料3-3-1について、計画敷地に至るまでの道で現況幅員が4mに満たない箇所はあるか。

○特定行政庁

4mに満たない箇所はない。

○委員

資料3-3-2について、現状避難経路にある門扉を撤去し、隔て板とする理由は把握しているか。

○特定行政庁

避難経路の所有者との調整による。

○委員

避難経路の所有者は、避難経路として維持していくことに合意しているか。

○特定行政庁

合意している。また、所有者が変更となった場合も、承諾を引き継いでいくことに合意しており維持管理されていくものとする。

○委員

資料3 議案書では建物利用者が使用する自動車の転回に支障のない計画とあるが、どのように確認しているか。

○特定行政庁

建物利用者が使用する自動車が転回可能であることは、軌跡図により確認している。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第97号についての質疑を終了する。
続いて、議案第98号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第98号の説明)

○委員

議案第98号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

資料4-2及び3について、計画敷地の西に公園が接しているのに避難経路を確保した理由について伺いたい。

○特定行政庁

資料4-4写真②のとおり、公園と計画敷地の間に背の高い目隠し用の塀が設けられており通り抜けができないため、避難経路を確保した。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第98号についての質疑を終了する。
続いて、議案第99号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第99号の説明)

○委員

議案第99号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

資料5-5について、公園を横断している建築基準法第42条第2項の道路はこのまま残す予定か。公園内の道路は安全面で不安が残るため、あえて道路として残す必要がなければ、通路に変更することも今後検討していただきたい。

○特定行政庁

廃止する意向ではあるが、時期は未定であると聞いている。

○委員

資料5-6について、非常用発電機を設置する目的、騒音の程度について伺いたい。

○特定行政庁

災害等の非常時用の電源として利用する目的で設置するものである。また、非常用発電機の運転音は騒音規制法に基づき、敷地境界線までの基準値で50dBを越えないものである。

○委員

当該公園の北に高圧線が通っていると思われるが、本件計画への影響はあるのか。

○特定行政庁

J Rの高圧線が通っているが、J Rとの協議も行っており、本件計画への影響はない高さの高圧線であると聞いている。

○委員

計画建築物にはトイレがあるが、公園利用者也利用できるのか。また、点字ブロックは無くても良いのか。

○特定行政庁

公園利用者也利用することができる。また、東京都福祉のまちづくり条例には該当しない施設であるため、点字ブロックの設置は要しない。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第99号についての質疑を終了する。
続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第96号・・・同意する。

議案第97号・・・同意する。

議案第98号・・・同意する。

議案第99号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の建築審査会の開催については、令和7年6月19日を予定している。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第65回西東京市建築審査会を終了する。